

区公告 第 60 号

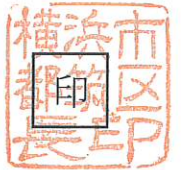
## 公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月7日

横浜市都筑区長

佐々田 賢一



|   |          |
|---|----------|
| 送達を受けるべき者の氏名又は名称  | 吉田 昌人    |
| 送達する書類  | 差押調書（謄本） |
| (注意)<br>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。 |          |

区公告 第 61 号

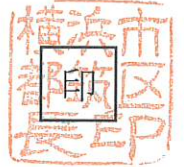
## 公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月7日

横浜市都筑区長

佐々田 賢一



|   |          |
|---|----------|
| 送達を受けるべき者の氏名<br>又は名称  | 伊藤 健也    |
| 送達する書類  | 差押調書（謄本） |
| (注意)<br><br>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。 |          |

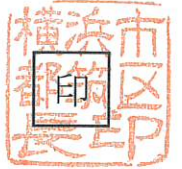
## 公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月7日

横浜市都筑区長

佐々田 賢一



|   |          |
|---|----------|
| 送達を受けるべき者の氏名<br>又は名称  | 岡田 耕一    |
| 送達する書類  | 差押調書（謄本） |
| (注意)<br><br>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。 |          |

## 公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 7 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢一



|   |          |
|---|----------|
| 送達を受けるべき者の氏名<br>又は名称  | 藤井 優希    |
| 送達する書類  | 差押調書（謄本） |
| (注意)<br>地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。 |          |